

強度行動障害児支援加算に係る認定申請について

強度行動障害児支援加算とは…

強度行動障害を有する障害児に対して適切な支援を行うことを評価するもので、

- ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員の配置
- ② 市町村の認める強度行動障害を有する障害児への支援

を行う事業者の報酬に（155 単位／日）の加算がされる制度です。

該当すると思われる方は事業所と相談の上、強度行動障害児支援加算に係る認定申請を行ってください。

【提出書類】

- ① 強度行動障害児支援加算に係る認定申請書
- ② 強度行動障害児支援加算用判定シート

※判定シートの点数が20点以上で認定となり、該当しない方は①、②の提出は不要です。

ご家庭と事業所等ではお子さんの過ごし方が異なりますので、認定申請をされる場合は、利用している事業所に相談し、お子さんの総合的な状況が反映されるよう、シートにチェックをしてください。

また、強度行動障害児支援加算に係る認定を受けると認定申請のあった月の翌月から適用となり、その旨が受給者証に記載されますので、必ず事業所へ受給者証を提示してください。



問い合わせ先：知多市役所子ども若者支援課 電話0562-36-2656（直通）